

上州漁業協同組合遊漁規則
(共第5号及び共第16号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、上州漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受け、かつ管理する共第5号及び共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ワカサギ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、その他の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

なお、筌、置針又はやすを使用して行う遊漁の申請者は、当該年度において他の漁具漁法による期間1年の遊漁の承認を受けた者でなければならない。ただし、第七条第二項に定める遊漁料を納付する申請者についてはこの限りでない。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日
サクラマス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。)	3月1日から9月20日
イ ワ ナ	3月1日から9月20日
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ) コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ	1月1日から12月31日

ウナギ ドジョウ	1月1日から12月31日
ワカサギ	9月21日から翌年2月末日まで

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣・竿 釣	1人につき2本以下
投 網	1人につき1統以下
す く い 網	1人につき1統以下・網口径100cm以下
筥(ウナギ筥)	1人につき50統以下 口径15cm以下 長さ100cm以下
置 針	1人につき300本以下
ぎ の め か き	1人につき1本以下
や す	1人につき1本以下
穴 釣	1人につき1本(ウナギ釣)以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁としてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 (フライを 除く)	全 魚 種	明神橋から下流の烏川、横川 堰堤から下流の碓氷川、本宿 佐藤実工場堰堤から下流の鑄 川(西牧川)、蟬の淵から下 流の南牧川	3月26日から 組合が定めるアユ 友釣解禁日まで
疑似おとり使用 の友釣	ア ユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
どぶ釣 (上げ下げ)	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

投網	全魚種	里見発電所取水口から下流の烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷川、下小阪大橋から下流の鎗川、鎗川農業用水取水口から下流の南牧川（上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。）	3月26日から 9月1日午前8時まで
		久保井土堰堤から中橋までの碓氷川（上記水域を以下「友釣専用区」という。）	3月26日から 10月1日午前8時まで
投網	全魚種	里見発電所取水口から上流の烏川本流及び烏川各支流（栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く）、井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、安導寺橋から上流の西牧川本流、鎗川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鎗川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流50mから下流100mまでの鎗川、小沢橋から明戸橋の間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム （上記水域を以下「投網通年禁止区域」という。）	1月1日から 12月31日まで
		里見発電所取水口から下流の烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鎗川（西牧川）及び南牧川	12月1日から 翌年2月末日まで

引掛 ころがし オランダ釣	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から 12月31日まで
		鮎投網解禁区域	11月1日から 翌年9月1日 午前8時まで
		友釣り専用区	11月1日から 翌年10月1日 午前8時まで
撒き餌釣	全魚種	全湖沼	1月1日から 12月31日まで
すくい網	全魚種	漁場全域	3月26日から 8月19日までの 間の増水、濁水時
舟使用漁法	全魚種	荒船湖、霧積湖 野上湖、東谷川ダム	1月1日から 12月31日まで
アクアラング 使用漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
4 前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
稲荷橋から上流（榛名神社境内）の榛名川、 馬庭堰取水口堰堤上流50mから下流100mまでの 鏑川、岡部温故館から上流の丹生川	1月1日から 12月31日まで
里見発電所取水口から上流の烏川本支流、 滑川、駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、 霧積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵 宝沢上流の秋間川、 安導寺橋から上流の西牧川本支流、荒船湖 鏑川農業用水取水口から上流の南牧川本支流、 青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上川、大沢 川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から 翌年2月末日まで 但し、次の場合を除く。 ① 鮎の友釣り （9月30日まで） ② わかさぎ釣り

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する全長のものは、採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm以下
ヤマメ	15cm以下
サクラマス	15cm以下
イワナ	15cm以下
コイ	15cm以下
ウグイ・オイカワ	8cm以下
ウナギ	30cm以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は2月1日から4月30日まで
に納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種
の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。また期間
1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の
表の遊漁料に全魚種及びアユを除く魚種の場合は1,000円、アユ・ヤマメ・イワナ
・サクラマスを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料 の 額
全 魚 種	徒手採捕・ 手釣・竿釣 ・すくい網 ・ぎのめか き	1日(第三条第 一項の組合が定 める日時から6 月30日まで)	3,000円
		1日(上記以外 の期間)	2,500円
		1年	11,600円
	同 上 投 網	1年	13,600円
アユを除く魚種	徒手採捕・ 手釣・竿釣 ・すくい網 ・ぎのめか き	1日	2,000円
		1年	9,600円
アユ・ヤマメ・ サクラマス・イ ワナを除く魚種	徒手採捕・ 手釣・竿釣 ・すくい網 ・ぎのめか き	1日	1,300円
		1年	6,300円
	釜	1年	15,000円
	置針・やす 穴 釣	1年	5,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条1項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象 水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
小 学 生	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1年	無 料	
中 学 生 高 校 生	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1日（第三条 第一項の組合 が定める日時 から6月30日 まで	1,500円	
			1日（上記以 外の期間）	1,250円	
			1年	中学生	3,000円
				高校生	4,000円
	アユを除 く魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1年	300円	
身体障害者 県内居住者で 手帳所有者	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき	1年	5,800円	
		同上・投網	1年	6,800円	
	アユを除 く魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき	1年	4,800円	
	アユ・ ヤマメ・ サクラマ ス・ イワナを 除く魚種	同上	1年	3,400円	

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は、3月1日から6月末日までと9月1日から12月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。

区域：中乗橋から烏川合流点までの碓氷川

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	魚種
釣竿 (一人につき 1本)	中学生以下	1,000円	ニジマス
	組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	1,500円	
	上記以外の者	3,000円	

3 前各号の制限他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間などの規定を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○平成30年2月21日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆